

注：*本書は、参考和訳であり、本書と英語原文(DESCRIPTION OF COVERAGE G/INTL002/December 2013)との間に内容の差異がある場合には、英語原文が優先されるものとします。

旅行保険
シングルトリップ/年間マルチトリップ
スタンダードパスポート/デラックスパスポート/エリートパスポート

補償内容
G/INTL002/2013年12月

序文

本書には、ダイブアシュア協会の会員を対象とする個人旅行、事故および緊急医療費用の保険が提供する補償内容を記載します。保険会社は、保険証券の契約条件および制限に従うことを条件として、下記の一覧表に従って保険金を支払い/払い戻しを行います。保険証券には、減額、制限、免責および終了に関する条項が含まれます。補償の詳細は保険証券に記載されます。本書と保険証券間に不一致がある場合には、全ての場合において保険証券が優先するものとします。

加入資格

1. 非ダイビング補償：生後2週間から75才までの個人。
2. ダイビング補償：8才から70才までの個人。
3. 本補償は、被保険者が母国外にいる時のみ有効となります。
4. 母国外の、ある一定の場所に居住（旅行に対し居住）する計画を有する場合には、この保険に加入できません。
5. 保険証券には既往症に関する条項が含まれます。契約条件を参照してください。
6. 補償はキプロス国/島内を除く全世界を対象とします。

本書を注意して読んでください。

保険金および補償の一覧表 - 米ドル

保険プログラム	スタンダード	デラックス	エリート
保険金の限度額	150,000	500,000	2,000,000
緊急医療搬送 (救急航空機の利用を含む)	50,000	500,000	2,000,000
非ダイビング事故による緊急治療費	150,000	500,000	2,000,000
ダイビング事故による緊急治療費	150,000	500,000	2,000,000
その他のスポーツ (詳細は2.8から2.12を参照)	対象	対象	対象
遺体の送還	25,000	25,000	25,000
緊急支援サービス (GBG アシスト)	利用可能	利用可能	利用可能
ダイビング機器を含む荷物の遅延 遅延期間中の臨時費用 ダイビング機器のレンタル費用	500 (100/日)	700 (100/日)	1500 (100/日)
荷物およびダイビング機器の紛失			
ダイビング機器	1,000	2,500	5,000
一般的な荷物紛失の最高額	500	1,500	2,500
電子機器 (非ダイビング)	300	300	300
人身事故 - 事故による死亡および後遺症	10,000	25,000	50,000
非医学的な理由による緊急避難 天候による避難	500	1,000	1,500

自然災害 市民暴動			
キャンセルおよび日程短縮 事故による対象者（詳細は 9.1 を参照）の負傷/死亡 強制隔離、陪審、裁判 補償対象となる事象により住居が居住不可と宣告された場合	5,000 対象 対象 対象	最大 15,000 対象 対象 対象	最大 15,000 対象 対象 対象
天候不良	-	90%補償	100%補償
正式機関の証明する台風/ハリケーン	対象	対象	対象
債務不履行 - 航空会社、船旅会社（ダイブクルーズ- 乗客のみ）、旅行者	-	対象	対象
旅行サービスの中止によるストライキ	-	対象	対象
出発地への途中における車両事故	-	対象	対象
現役の兵役への召集 - 予定外の招集	-	対象	対象
目的地におけるテロ	-	対象	対象
旅行同伴者に対する解雇/失職	-	対象	対象
ダイビング不可能日 医学的にダイブ不可能 天候による喪失日数 - 海上気象予測による裏付けが必要	- -	500 (100/日) 450 (150/日)	1,000 (250/日) 1,000 (200/日)
追加的な入院	600	600	600
現金および有価証券	500	500	500
パスポートの紛失	250	250	250
旅程の遅延 （当初予定の 12 時間以上）	500	1,000	1,000
航空機の出発/乗り継ぎの失敗	1,000	1,000	1,000
訴訟費用	10,000	10,000	10,000
ATM での盗難被害	500	500	500
ダイブクルーズ・プログラム（任意） 船で寝食をするダイブクルーズ船での旅行のための追加的な保険で、デラックスおよびエリートプログラムと合わせて購入することが可能です。補償には次の内容が含まれます： <ul style="list-style-type: none"> 乗り継ぎミスのためダイブクルーズを逃す結果となる、またはそれに参加するために追加的な費用が発生する場合の、旅行キャンセル補償。補償額：旅行費用の 90%を限度、または該当の旅行価値により定める最高額 航空機の遅延によるダイブクルーズ旅行を逃すことに対する旅行キャンセル補償 以下の理由によりダイビング不可能日に対する補償： <ul style="list-style-type: none"> 医学的にダイブ不可能 ダイビング/セーリングを不可能とする天候状態 ボート上の他の乗客に対するダイビング事故により、当該ボートで計画されたダイビングを中止すること ダイブクルーズボートの機械的な故障による乗客の避難および/または旅行の中止に対して、旅行者から払い戻しを受けない費用 給気の不履行/機械的な故障に対して、旅行者から払い戻しを受けない費用 ダイブクルーズ運営会社または旅行者（エリート・プランでは既に補償に含む）の債務不履行 	-	(オプション可)	(オプション可)

免責金額：

事故および急性疾患：75 ドル

荷物の紛失/請求：100 ドル

キャンセル/日程短縮：50 ドル

留意事項：入院許可のない急性疾患による緊急通院の場合には-事前承認/照会のため GBG アシストを要請してください。承認がない場合には、250 ドルの免責が適用されます。

一般的補償条件

1. ダイビングに参加する際には、貴方は参加するダイビングの種類および深さに応じたダイビングの専門家による適切な認定または随伴を必要とします。保険金請求に際しては、ログブック、訓練文書およびライセンスを含む、認定、随伴（認定のない場合）または訓練を裏付ける追加の書類が必要となる場合があります。
2. 貴方は、事故、傷害、紛失または盗難を予防するために常に合理的な注意を払わなければなりません。
3. 子供/被扶養者に対する補償：
 - 3.1. 生後2週間から8才までの子供は、非ダイビング旅行補償を受ける資格を有します。
 - 3.2. 子供は8才からダイビング補償を受ける資格を有します。
4. 母国外の一定の場所に居住する（旅行に対して外国に居住する）計画を有する者は、本保険に加入してはなりません。
5. 旅行のキャンセルについて：申告額が貴方によって使用される場合には、旅行費用の見積総額には、航空運賃、ホテル代および前払旅費を含めるものとします。提出する全ての保険金請求には、旅行提供者のキャンセル方針に基づく書類を含む、旅行のために支払った費用の検証が求められます。キャンセル費用の払戻しおよび減額は、旅行日程の払戻し不能な部分に基づき、種々の旅行提供者から払い戻される金額を含まないものとします。
6. 全ての保険金請求は事故後 90 日以内に提出するものとし、90 日経過後に提出された場合には却下されるものとします。但し、状況によっては、これが常に可能となるとは限らないため、90 日経過後に提出された請求は当該状況に応じて考慮するものとします。
7. 全ての保険金請求は、英国の法律に準拠するものとし、当該国の裁判所は本保険契約上で発生する全ての紛争に対する専属的管轄権を有するものとします。
8. 貴方またはその代理人が、金額またはその他に関して偽りまたは不正であることを知りつつ、請求または主張をなす場合には、保険契約は無効とし、本保険契約上の全ての請求は失効し保険料の払戻しは行わないものとします。
9. 保険会社は、本保険契約上の損失、損害または費用に関する第三者からの補償または賠償を回復または確保するために、自己の費用で貴方名の訴訟を提起することができるものとし、回復または確保した金額は保険会社に属するものとします。
10. 特段の規定がある場合を除き、本保険契約は、本保険証券に定めのない旅行者、旅行代理店および運送会社または宿泊業者の破産/精算を直接または間接に原因とする事項は補償しません。
11. 貴方は住所または居所の変更を 30 日以内にダイブアシュアに通知しなければなりません。住所の変更は本契約上の資格に影響することに留意してください。例示：新しい国に移動する者は、公表住居のある新しい国における補償の対象とはなりません。
12. 超過保険条項：オプションとして選択した場合に、医療および避難保険により提供される保険が他の全ての有効かつ回収可能な保険金または賠償金を超過する場合には、当該他の保険による給付を使い切った後にのみ適用されます。他の保険が存在しない場合には、本補償は最初に適用され、保険会社は貴方が知るか知らないかに関係なく、未発表の補償を審査しそれに代位する権利を留保します。
13. 運送業者による補償：旅行の遅延、キャンセルまたはルート変更による個人財産の紛失に対して運送業者から支払われる金額は、最終的な保険金支払いから控除するものとします。

保険契約条件

保険給付金は貴方が永住する国の国外にいる場合に適用され、保証は海外旅行の一環として母国からまたは母国に向けて旅行中の場合に有効となります。

1. 緊急医療搬送：

このプランは、現地で治療が受けられず、GBG アシスト（保険会社）、その医療アドバイザーおよび担当医が必要と見なし事前に承認する治療を受けるために、母国または母国外の緊急かつ適切な治療を提供する適切な場所まで緊急

避難するための合理的な費用を

補償します。GBG アシストの事前承認を受けない場合には、保険会社は、補償を拒否または避難費用の 50%を限度として関連費用の実質的な自己負担を適用する権利を留保します。

1. 1. **随伴**：医師の助言により貴方に付き添い、随伴またはエスコートする 1 人（即ち、母国の居住者である親類または友人）の旅行および宿泊費用は保険により補償されます。交通費は商業運送会社およびエコノミー・クラスの料金が補償されます。[給付限度額は一日当たり 300 ドル/合計 6,000 ドルとします。]
1. 2. **継続**：GBG アシストの事前承認により、医学的に支障のない場合には、当初の目的地までのエコノミー・クラスによる旅費が補償されます。
1. 3. **特別帰還（保険証券にキャンセルおよび日程短縮条項が必要）**：貴方の近親者（子供、義理の息子または娘、孫、親、祖父母、義理の親、兄弟または姉妹）の突然の重病、負傷または死亡のため母国に早期帰還するために必然的に発生する合理的な追加旅費。これは「日程短縮」と呼ばれます。保険会社は、保険会社の保険金査定部による審査および保険金査定部に対する満足のいく証拠書類の提出後に給付金を許可する権限を留保します。保険金査定部は、あらゆるケースにおいて絶対的な権限を有するものとします。キャンセルおよび日程短縮の条件が適用されます（給付金の限度額は 2,500 ドル）。
1. 4. **治療のための帰還**：保険会社は、貴方が医学的に安定しており、保険会社および担当医の助言により保険会社の裁量で貴方を母国に避難させることが可能であり、担当医の意見によれば治療または手術を貴方が母国に帰還するまで延期することができるケースを審査し、該当者を帰還させる権利を留保します。医学的に安定している場合に帰還の受諾を拒否した場合には、保険会社は追加の医療保障および給付金を拒否することができます。

2. 緊急および事故による治療：

この旅行プランの主たる目的は、急性、突然および予期しない医療上および事故による緊急事態から貴方を保護することです。それは一般的な病状または既往症の処置を意図するものではなく、給付金の一覧表に定める限度額に従います。全ての保険金請求は、75.00 ドルの免責の対象となります。

2. 1. このプランには、急性/緊急の疾病と傷害の場合の通常かつ合理的な費用が含まれます。保険は認定医、看護婦および専門家による必要な治療、および高圧室、手術、麻酔専門医、処方薬、衣類を含む入院（準個室）を補償し、治療場所への往復交通費は100%補償されます。認定医の定める理学療養士およびカイロプラクターによる治療は、2,500ドルの限度内でその費用の100%が補償されます。即座の疼痛緩和のための歯の治療は500ドルを限度額として補償されます。保険には、既往、慢性または反復的な疾病および疾患の治療または不必要な耐久性医療機器の補償は含まれません。下記の免責条項を参照してください。
2. 2. 通院は保険により補償されますが、緊急ケア・センターおよび認定医における通院のみ補償されます。通院のため救急治療室の使用は、給付金の一覧表に定める自己負担の対象となります。北アメリカの被保険者については、優先医療給付ネットワーク地のGBGアシストに連絡してください。
2. 3. 補償は、貴方が旅行に適すると担当医または保険会社の顧問医が認める時まで続きますが、その期間は（母国外での）治療開始後 12 ヶ月を限度とします。
2. 4. 随伴：貴方の運動能力が極端に低下している場合、貴方に付き添い、随伴またはエスコートする 1 人（即ち、被保険者の母国の居住者である親類または友人）の旅行および宿泊費用（部屋代のみ）は保険により補償されます。交通費は商業運送会社およびエコノミー・クラスの料金が補償されます。[給付限度額は一日当たり 300 ドル/合計 6,000 ドルとします。]
2. 5. 急性/緊急疾病とは、貴方が海外旅行を開始した後に発生する突然および予期しない疾病を言います。疾病に対する補償を得るためには、疾病は、出発前の少なくとも 12 ヶ月の間は病気の発生が予期されず存在せず健康状態は安定しているが、治療をせずに放置した場合には被保険者の健康状態を悪化させる可能性のあるものでなければなりません。
 2. 5. 1. この保険は緊急処置および安静化処置にのみ適用されます。より長期の疾病または診断の場合には、当該疾病の継続的な治療または処置に対する補償はありません。第 2.6 項を参照してください。
2. 6. 治療のための帰還：保険会社は、貴方が医学的に安定しており、保険会社および担当医の助言により保険会社の裁量で貴方を母国に避難させることが可能であり、担当医の意見によれば治療または手術を貴方が母国に帰還するまで延期することができるケースを審査し、該当者を帰還させる権利を留保します。医学的に安定している場合に帰還の受諾を拒否した場合には、保険会社は追加の医療保障および給付金を拒否することができます。
2. 7. 普通、合理的かつ通常：料金または請求に関して、医療サービスまたは供給品の料金または請求は以下の金額とします。
 2. 7. 1. サービスまたは供給品の提供者が通常請求する金額で、サービスまたは供給品を受領する地域において当該サービスまたは供給品について請求される平均額を超えない金額
 2. 7. 2. 50 マイルの距離内に類似のサービスを提供することが可能な施設が 3 カ所未満の場合には、クライアントが受ける同じサービスに対する平均レートの 2 倍以下の金額で保険会社の記録により検証される金額
 2. 7. 3. 保険会社は、普通、合理的かつ通常の請求のレベルを決定する最終的な権限を有します。
2. 8. **スポーツに対する補償**：

この方針は旅行中に行う全てのレジャー・スポーツ活動を含みます。対象となるスポーツ/活動の結果として保険期間中に発生する事故によるまたは急性の疾病のための緊急治療を補償します。この保険の補償限度は一覧表に定める通りとします。上記の緊急治療のその他全ての条件が適用されます。

2.9. 対象となる活動

- 2.10. スキューバダイビング、スノーケリング、モペッド、スクーター、ATVの2輪または3輪駆動の車両および/またはウェーブ・ランナー、ジェットスキー等のスポーツ用ウォータークラフト、またはレクリエーションおよび/または現地輸送のためのその他の駆動式装置でレンタル使用専用の装置。但し、バイクツーリングの保険金限度額は10,000 (\$, €, £) です。
- 2.11. 通常のスポーツ：アーチェリー、アスレックス、パドミントン、バルーニング（組織的な小旅行として）、野球、バスケット、ゴーカート、カヌー下り、クリケット、クロスカントリーランニング、サイクリング、フェンシング、ゴルフ、ジェットスキー、ジョギング、カヤック乗り（クラスI および II のみ）、路上のマウンテンバイク、ネットボール、ローイング、領海内でのセーリング、サッカー、サーフィン、テニス、3,500メートルまでのトレッキング、バレーボール、水球、水上スキー、ウインドサーフィン、および事故または傷害のリスクを伴わないその他のスポーツ活動を含みますが、必ずしもそれらに限定されません。
- 2.12. **対象とならない活動**：以下のスポーツと活動はこの保険の一部としての補償の対象とはなりません。
 - 2.12.1. 各種のプロ、セミプロまたは競技としてのスポーツ行事に参加すること
 - 2.12.2. 以下を除く、プロ目的のダイビングまたは個人的な利益または報酬を目的とするダイビング：
 - 2.12.2.1. 人命救助の目的、
 - 2.12.2.2. 潜水（ダイビング）、ダイビング訓練、またはスキューバ・インストラクター、ダイブ・マスター、水中写真家として、または米国水中科学者学会の後援を受けてそのダイビング安全指針に従って行う研究の実施に際して行うダイビング、および
 - 2.12.2.3. 最深 30 メートル/100 フィートまでで作業するボランティア研究および海洋生物学者
 - 2.12.3. グループ、クラブ、学校対抗のスポーツプレー（ノンプロのグループ・スポーツの引用についてはダイブアシュアにお問い合わせください。）
 - 2.12.4. 各種の銃（各種の弾丸を発砲する器具と定義）の使用
 - 2.12.5. 完全な認証を受けた乗客輸送用航空機で旅客として旅行している時を除き、機長、操縦訓練生、スポーツ飛行またはビジネスもしくはトレード飛行としての、飛行に関連する活動
 - 2.12.6. **極限スポーツ**：自由で制限のないダイビング、パラシュート降下、パラグライダー、ボブスレー競技、グライダー/ソアリング、ハング・グライダー、超軽量飛行、および自由飛行またはテザー、スケルトン、リュージュ、飛行であるかに関係なく、ある種の航空機の管理下にある活動
 - 2.12.7. **危険スポーツ**：アメリカン・フットボール、バンジージャンプ、ベース・ジャンピング、3,500メートルを超えるトレッキング、登山またはロープを使用するロック・クライミング、ラペリング、各種スキー、訓練を受けていないまたは認証されていない深さのダイビングで、ダイビング活動の24時間以内に飛行するダイビング、急流のラフティング、急流の筏下り、スノーボード、ビッグフット・スキー、普通標識を付けた公開ゲレンデ上のモノスキー、スケート、オフトレイル・スキー、オフロード・マウンテンバイク、アイスホッケー、急流カヌー下り
 - 2.12.8. 各種 モータースポーツ、モータースポーツ・レースまたはモータースポーツ・コンテストへの参加

3. 遺体の送還：

- 保険会社は、貴方の死亡時に以下の給付金を支払うものとします。
- 3.1. 遺体の送還または現地埋葬のいずれかに対する給付金は、本保険証券に含まれます。この給付金には、身の回り品の返却、宗教的または非宗教的な追悼式、牧師、献花、音楽、アナウンスメント、招待客の費用および人の埋葬にかかる類似の費用は含まれません。
 - 3.2. 全ての送還給付金は、GBG アシストの事前承認を受けなければなりません。

4. 緊急アシスト： GBG アシスト-24 時間 365 日

- 4.1. 医療上緊急事態および治療に対する支援については、米国/カナダの GBG アシストにフリーダイヤル：+1. 866. 914. 5333 またはワールドワイド・コレクト：+1. 905. 669. 4920 に連絡してください。
- 4.2. ダイブアシュアの会員は、24 時間 365 日の支援を GBG アシストから受けることができます。
- 4.3. これらのサービスには、事前承認、入院および照会が含まれます。

5. 荷物およびダイビング機器の遅延：

保険会社は、運送業者によって 12 時間を超えて往路の途上で荷物が一時的に紛失した場合の必要品の交換に関する

費用を、給付金の一覧表に定める一日当たり 100 ドルを限度として補償します。この給付には、陸上およびダイブクルーズのダイビング休暇の双方についてダイブ機器の一時的なレンタル料が含まれます。

5. 1. 紛失中の荷物を証明する報告書を運送業者に提出しなければなりません。
5. 2. 荷物の返却後に購入した品目は補償されません。
5. 3. 請求には日時を記載した適切な領収書を添付しなければなりません。ダイブ機器のレンタルの場合には、レンタル契約の原本および支払証明書および運送業者の紛失報告書を添付しなければなりません。引き渡し日を超える延長レンタル期間については払戻しはなされません。
5. 4. 給付は帰路または家路には適用されません。

6. 荷物/ダイビング機器の紛失/盗難：

保険会社は、ダイビング機器を含む、身の回り品の紛失、損害または盗難を補償します。補償は運送業者との精算に従属するものであり、払戻額は給付金の一覧表に定める限度額とします。請求額は、運送業者に対する申請と精算後に調整されます。補償は、貴方が所有する（貴方が借用、貸付または委託したものではない）荷物、衣服および身の回り品の事故による紛失または盗難について支払われます。請求額は 100 ドルの免責に従います。

請求は「賠償基準」で評価されます。これは経過年数、損耗、摩耗および減価償却または修理費のうちいずれか低い金額を控除後の物品の時価とします。以下の限度額が適用されます。

- A. ダイビング機器：
給付金の一覧表において定める最大損失を限度として、新品 1 個の費用の最大 50% を限度。補償は、貴方が受けるその他の補償を補うものです。補償にはタンク、ベスト、レギュレーター、ダイビング用コンピューター/計算機および特殊写真用ダイビング機器が含まれますが、必ずしもそれらに限定されません。
- B. 非ダイビング機器：
 - a. 「貴重品」に定義のない物品 1 個、1 ペアまたは 1 組について 500 ドル
 - b. 貴重品/電子機器（下記の定義を参照）について一般的に 500 ドル

貴重品：写真機器、タブレット PC、コンピューター、iPod、スマートフォン、電話機、MP3 プレーヤー、および各種携帯音楽およびステレオ機器、コンピューター、望遠鏡および双眼鏡、骨董品、毛皮、および金、銀またはその他の貴金属でできたまたはそれらを含む物品、または皮革を含むが、必ずしもそれらに限定されません。評価は保険会社の単独裁量で行われ、当該評価は最終と見なされます。

特定条件と免責条項 - 荷物：

6. 1. 貴方は自己の財産および紛失のケースに備えて通常かつ適切な注意を払わなければなりません。
6. 2. 保険会社は以下に対する責任を負うものとします。
 6. 2. 1. 金銭、クレジットカード
 6. 2. 2. 各種荷物とその内容物の損傷
 6. 2. 3. 紛失または盗難、または発見後 24 時間以内に警察に報告されていないが書面による報告を受けている盗難の疑い
 6. 2. 4. 運送業者に連絡されていないが書面による報告を受けている、輸送中の財産の損傷、紛失または盗難。航空機の場合には、財産異常報告が必要です。
 6. 2. 5. 紛失が医療上の緊急事態の最中に発生した場合を除き、公共の場所に置き去りにされた財産の紛失または盗難
 6. 2. 6. 置き去りにされた自動車からの盗難
 6. 2. 7. スーツケースまたはその他の容器に詰められた貴重品および金銭の、旅行中における紛失、損傷または盗難
6. 3. 本保険による補償されない財産。
 6. 3. 1. 嵌め込まれていない宝石
 6. 3. 2. コンタクト/角膜レンズ
 6. 3. 3. 各種メガネ
 6. 3. 4. 各種スタンプ、文書、証書、原稿または有価証券
 6. 3. 5. 消耗品目
 6. 3. 6. 事業用物品、サンプル、商売道具または自動車用付属品
 6. 3. 7. 家具および家財
 6. 3. 8. 腐朽、減耗、摩耗、虫食い、害虫、または環境条件を原因とする紛失または損傷
 6. 3. 9. 各種劣化または機械的攪乱
 6. 3. 10. 顧客またはその他当局による没収または拘留を原因とする紛失
 6. 3. 11. スポーツ器具の使用中的損傷または水泳中の宝石の紛失、および
 6. 3. 12. 壊れやすい物品の破損または損傷およびその結果
6. 4. 1 ペアまたは 1 組の物品に関する保険金請求の場合には、保険会社は、当該ペアまたは組の

- うち紛失盗難または損傷した部分の価値に対してのみ責任を負うものとします。
- 6.5. 所有権の証拠および価値の証拠が提出されない場合には、請求は考慮されないものとします。
 - 6.6. 紛失の精算のために運送業者が支払った金額は控除するものとします。

7. 人身事故による死亡または後遺症：

このプランで定める死亡または障害をもたらす下記に定める事故の場合には、保険会社は貴方またはその財産に対して以下の支払いをなすものとします。

- 7.1. 医療費において選択した給付金レベルに応じて、本保険は、事故発生日から単独かつ他の原因とは無関係に 12 ヶ月以内に発生する、偶発的、外的、暴力的および目に見える手段を原因とする身体傷害を被った結果に対して、以下の基準に従って給付金を支払うものとします。この給付金は、死亡または障害が定期的な公共交通機関の形態として定義された運送業者で旅行中に発生した事件に、直接に関連する場合にのみ支払われます。注：16 才未満の子供に対する死亡給付金の限度額は 1,000 ドルとします。
- 7.2. 65 から 75 才の者は本保険の全ての障害について補償から除かれます。事故による死亡に対する補償は公的輸送機関に限定され、その保証限度額は 100,000 ドルとします。
- 7.3. **障害内容**

障害内容	補償限度額に対する割合
死亡	100%
言語障害および聴力障害	100%
言語障害および片手の喪失、片足の喪失または片方の目の失明	100%
聴力障害および片手の喪失、片足の喪失または片方の目の失明	100%
(両)手の喪失、(両)足の喪失、失明または片手の喪失、片足の喪失もしくは片目の失明のうち2つの組合せ	100%
四肢麻痺	100%
対麻痺	75%
片麻痺	50%
片手喪失、片足喪失または片目の失明 (いずれか1つ)	50%
単麻痺	25%
同じ手の親指および人差指の喪失	25%

7.4. 特定の免責および症状：

- 7.4.1. 運転者または乗客としてオートバイの運転により発生した症状に対しては本保険による補償はありません。
- 7.4.2. 保険金請求がなされた場合には、保険会社の任命する医療顧問は保険会社が必要と見なす頻度で貴方の症状を調査することができるものとします。
- 7.4.3. 保険会社は、(事故による身体傷害により必要とされる場合を除き) 治療または手術から生じる請求に対する義務を負わないものとします。
- 7.4.4. 恒久的障害給付金は、貴方が 12 ヶ月の間有給の職業に従事することが完全に不能となり、その期間の終了時点で作業に復帰するための改善の見込みがないことを、医療委員会が証明する場合にのみ支払われるものとします。

7.5. 保険金受取人および死亡通知

- 7.5.1. 補償の対象となる事象により死亡した場合には、死亡者の遺族である保険金受取人は以下を提出しなければなりません。
 - 7.5.1.1. 保険金受取人の資格の証明と保険金受取人の法的地位
 - 7.5.1.2. 死亡証明書の写し
 - 7.5.1.3. 旅行証明

8. 戦争、市民暴動、自然災害またはその他の原因を含む、非医学的理由による緊急避難：

保険会社は、以下に定める非医学的理由による緊急避難のための費用を補償するものとします。

- 8.1. 米国国務省が掲示または公表する、または天候または自然災害の場合には NOAA (アメリカ海洋大気局) の認証する、出発国である母国からの出発前には予測不可能であった、市民暴動、暴動、自然災害の期間中における避難の実行およびその費用の支払いを埋め合わせるための支払い。全ての場合において、保険会社は保険金請求の妥当性を評価するための権利を有し、その決定は最終とします。
- 8.2. 出発国または居住国からの出発前 60 日の期間において、前記の理由が発生しつつあったまたはその強迫

が既に発生していた国においては、補償は適用されません。グローバル・ホットスポットへの旅行に関連する定義条項については、一般的免責条項を参照してください。

- 8.3. 特定免責条項：アフガニスタン、イラン、イラク、マリ、北朝鮮、パキスタン、ソマリア、シリア、イエメンおよびスーダン

9. キャンセルおよび日程短縮：

以下の予測不可能な事象により貴方が旅行をキャンセルまたは旅行を続けることが不可能な場合には、保険会社は一覧表に示された限度額まで給付金を支払うものとします。請求額は、保険期間中に開始および発生する下記に記載する原因により、旅行/休日が必然的および不可避的にキャンセルまたは短縮された結果として、支払済みまたは契約上支払うべき旅行および宿泊のための未使用の費用で、他の支払人からは回収できない費用に対する、給付金の一覧表に記載された最高額に制限されます。全ての請求は、50.00ドルの免責の対象となります。

キャンセルおよび日程短縮 - 一般条項

9. 以下の者の病気、重症または死亡：

- 9.1. 貴方および貴方と共に旅行するまたは旅行を手配された者
- 9.1.1. 貴方の母国の居住者である、貴方、または貴方と共に旅行するまたは旅行を手配された者の配偶者、両親、義理の親、祖父母、子供、孫、兄弟、姉妹、婚約者または同僚（責任者および責任者の任務を有する者のみ）
- 9.1.2. 貴方が保険期間中一時的に共に居住することを手配した者で、ここに定義する当該者なしに二人部屋から一人部屋への宿泊クラス変更による旅費の支払いを続けることができる者
- 9.1.3. 適用範囲：
- 9.1.3.1. 貴方、旅行同伴者または貴方と共に旅行する家族の負傷または病気は、旅行をキャンセルまたは中断することが妥当とされる程度に、または損害発生時に医師が証明する医学的に強制された制限を受ける程度に重症であり、貴方が旅行への参加を継続することを妨げるものでなければなりません。
- 9.1.3.2. 貴方が貴方と共に旅行しない家族の負傷または病気のため旅行をキャンセルまたは中断しなければならない場合には、当該家族の状態が命に関わるものであることを医師が証明、または貴方が当該家族を直接に世話する必要がある場合でなければなりません。
- 9.1.3.3. 同僚の負傷または病気は、貴方が日常業務管理（責任者）を引き受けるために旅行をキャンセルまたは中断することが妥当とされる程度に重症でなければなりません。当該障害については医師による証明が必要です。

9.2. その他の事象：

- 9.2.1. 貴方または貴方と共に旅行することを手配した者について、強制隔離、陪審員、および単に証人としての出席。
- 9.2.2. 貴方またはその旅行同伴者の主たる居住地または目的地が、火災、洪水、強盗またはその他の自然災害により出発後 10 日以内に居住不可能となること。
- 9.2.3. 被保険者の到着予定日から 30 日以内に、米国国務省または英国外務省により警告が発せられること。
- 9.2.3.1. 保険証券は旅行警告が発せられた日の少なくとも 14 日前に購入されていなければなりません。
- 9.2.3.2. 警告は予定された旅行の地理的な近接度を具体的に示すものでなくてはなりません。保険会社は、状況をレビュー・審査および最終的な補償を決定する最終的な権限を有します。

9.3. デラックスおよびエリートプログラム（上記の項目を含む）

- 9.3.1. 天候：
- 9.3.1.1. 国立測候所がハリケーン、サイクロンまたは熱帯暴風雨として発表し、旅行がキャンセルとなった場合の補償。保険会社は、当該暴風のため被保険者の目的地がアクセスまたは居住不可能となった後 30 日以内に発生する損害（ダイブクルーズ船舶に対する損害を含む）に対してのみ給付金を支払うものとします。被保険者に対する補償開始日前に発生した暴風に対しては、給付金は支払われず、支払は旅行業者によって補償されない損害に限定され、限度額は給付金の一覧表に定める限度とします。
- 9.3.1.2. 運送業者、サービスおよび/または宿泊提供者によるサービスが連続して 24 時間の間完全に停止となる天候状態。補償は 10,000 ドルを限度とする払戻しのない対象旅行の費用の 90%とします（エリートパスポートは全額補償）。被保険者は、旅行を完了するためのあらゆる合理的な努力を払わなければなりません。当該努力を払わない場合には、限度額は旅行費用の 50%にまで減額されます。
- 9.3.2. 債務不履行が被保険者の有効日後 14 日以上続く場合における、航空会社、船旅会社（ダイブ

クルーズの乗客のみ)、旅行業者の債務不履行。他者の手配する旅行の購入先である個人、組織、代理店または会社の債務不履行は補償されません。この補償は最初の旅行費の支払後 15 暦日以内に購入した保険にのみ適用されます。

- 9.3.3. 出発地または目的地における、ストライキによる旅行サービスの中止。
- 9.3.4. 出発地への途中における車両事故に遭った場合で、保険証券および警察調書を含む書面による証拠の裏付けがある場合。
- 9.3.5. 貴方が現役の兵役に召集される場合、または兵役休暇が取り消しまたは再割当され、事前に予定されない場合。
- 9.3.6. 貴方の旅行同伴者が貴方/同伴者自身の過失がなく非自発的に免職または解雇される場合で、貴方または同伴者が少なくとも 2 年間同じ雇用主の現職従業員であった場合。雇用の終了は補償の効力発生日以後でなければなりません。この規定は一時雇用従業員、独立請負人または自営業者には適用されず、
 - 9.3.6.1. 貴方およびその旅行同伴者は、事前および旅行期間を通じて、保険の購入時には事前に知られていなかった状況下で働くことを要請される、または、
 - 9.3.6.2. 保険期間後に発生した破産、精算、合併、買収、行政措置または製品リコールのために、貴方またはその同伴者は当該状況下で責任者として働くことを要請される、または、
 - 9.3.6.3. 貴方または貴方の旅行同伴者の会社が自然災害を被り、貴方/同伴者が事業の回復のために責任者として参加しない場合には事業運営が不適切となります。
 - 9.3.6.4. 本項 (9.3.6) に規定する全ての事項は、会社の役員/取締役による証明が必要であり、本保険の購入の少なくとも 14 日後以降に発生したものでなければなりません。証明書は公証人の署名を付して保険会社に提出しなければなりません。保険会社は補償を受諾または拒否する権利を留保し、その決定は最終と見なします。

9.4. 条件および免責条項 (全ての購入レベルに適用) :

本保険加入時および/または各別個の旅行の予約前に以下の事情がある場合には、保険会社は保険金の支払義務を負わないものとします。

- 9.4.1. 貴方が保険金請求の根拠となると合理的に予測される症状または一連の状況に気付いていた場合。
- 9.4.2. 旅行に参加していない者も含めて、その症状が保険金請求の根拠となる可能性のある者を含む者が、
 - 保険会社に告知し受諾された場合を除き、保険加入前 12 ヶ月の期間に診断または治療を必要とする症状を患った場合、または
 - 過去に診断された精神的な疾患、不安または抑鬱を患っているまたは患ったことがある場合。
- 9.4.3. 病院または介護施設における入院治療を受けている、待機している、またはその必要性に気付いている場合。
- 9.4.4. 母国に帰還する前または帰還後 10 週以内に出産すると予想される場合。
- 9.4.5. 医師の助言に反してまたは海外で治療を受ける目的で、旅行をする場合。
- 9.4.6. 末期予後診断を受けている場合。
- 9.4.7. 保険会社は、以下により直接または間接に発生する保険金請求に対する支払義務を負わないものとします。
 - 9.4.8. 自殺または自殺未遂、故意の自傷行為、アルコールまたは薬物中毒。
 - 9.4.9. ドライバーがオートバイの運転免許を有しない場合における、ドライバーまたは乗客としてのモーターサイクリング。
 - 9.4.10. 旅行の予約日後で本保険証券の発効日前に発生する状況。
 - 9.4.11. 旅行する気がなくなること。
 - 9.4.12. 旅行/休日をキャンセルする必要が生じた後直ちに、旅行代理店、旅行業者または輸送/宿泊の提供者に通知しないこと。保険会社の責任は、その当時適用されるキャンセル料に限定するものとします。

10. ダイビング不可能日 :

ダイビング活動への参加を制限する理由が機械、天候、医療またはその他の状況によるかどうかに関係なく、失われたダイビング日に対する全ての保険金請求は、以下の条件に厳しく制限されており、当該活動の短縮の理由を裏付ける十分な書類を提出しなければなりません。

- 10.1. デラックスパスポート :
 - 10.1.1. 年間保険契約の場合には、対象旅行への出発後または旅行中の診断において、医学的証拠により証明された、医学的理由によりダイビングが不可能となったこと。補償限度額「100 ドル/ダイビング日、合計 500 ドル」
 - 10.1.2. 海上気象および天気予報が発表 (必須) し、ダイビング/航海が不可能な天候状態と船長が判断し (視界制限による場合を除く)、ダイビングが不可能となった日数。補償 : ダイブクルー

ズ旅行費用の 50%をダイビング日数で除した金額、限度額は 150 ドル/ダイビング日、合計で 450 ドル

10.2. エリートパスポート：

10.2.1. 医学的理由によりダイビングが不可能となった場合 ー限度額「250 ドル/ダイビング日、最大合計で 1,000 ドル」

10.2.2. 海上気象および天気予報が発表（必須）し、ダイビング/航海が不可能な天候状態と船長が判断し（視界制限による場合を除く）、ダイビングが不可能となった日数。補償：ダイブクルーズ旅行費用の 50%をダイビング日数で除した金額、限度額は 200 ドル/ダイビング日、合計 1,000 ドル

10.3. 免責条項：事前の 8 時間以内にアルコールおよび/または違法または非処方薬を使用した場合には、本項における全ての保険金請求は無効とします。

11. 追加的入院給付金：

各入院 24 時間につき、給付一覧表に基づき 1 日当たりの現金給付金が、24 時間後に支払われます。給付金は、タクシー代、通話料または入院中のその他の雑費を含む付随費用を負担するために使用されます。

12. 現金および有価証券：

保険会社は、現金、紙幣（携帯している紙幣）、郵便為替、旅行切符等の事故による紛失または盗難に関して、払戻しをするものとします。事故発生日または紛失物発見日における適切な書類および警察調書が必要です。

免責条項：

12.1. 発見および書面による報告書の入手後 24 時間以内に警察に報告されない紛失または盗難

12.2. 過失または不作為による価値の減少または不足

12.3. ホテルの貸金庫に預けた場合を除き、放置した金銭の紛失または盗難

12.4. 旅行中、スーツケースまたは同様の容器に入れられた金銭

12.5. 委託した金銭

12.6. トラベラーズチェックの紛失または盗難

13. パスポートの紛失：

保険会社は、紛失または盗まれたパスポートの新規パスポートを入手するために必然的に発生する、追加の合理的な旅行および宿泊費用について、250 ドルを支払うものとします。

14. 旅程の遅延：

貴方が当初の往路または帰路（乗り継ぎを含む）の旅行を手配した長距離バス、航空機または海洋船が、ストライキ、争議行為、破産、または長距離バス、航空機または海洋船の機械的故障のために、旅行日程に定める時刻より 12 時間以上遅延した場合には、宿泊、食糧および現地輸送のために必要な全ての合理的な費用から運送業者により支払われる補償を控除した金額を補償します。

条件および免責条項：

保険会社は以下の保険金請求に対する義務を負いません。

14.1. 旅行日程に定める当初予約出発時刻から開始する最初の 12 時間の出発遅延に対して 100 ドル、およびその後の 24 時間の各遅延に対して 100 ドル、各被保険者に対する最高限度額は 1,000 ドル。

14.1.1. 本保険契約の締結時に存在したまたは公表されていたストライキまたは争議行為により発生した遅延。

14.1.2. 航空機発注契約等の技術的理由により発生した遅延。

14.1.3. 貴方が提供された日程に従った搭乗手続きをせず、遅延時間または遅延理由に関する書面による確認を運送業者（またはその取扱代理店）から入手しなかった場合。

14.1.4. 港湾局または民間航空局または類似の機関の勧告に基づき、長距離バス、航空機または海洋船がサービスを取りやめた（一時的またはその他）ことを直接または間接の原因として発生した遅延。

15. 出発/乗り継ぎの失敗：

保険会社は、ストライキ、暴動、機械的故障、乗り継ぎミスまたは悪天候により予定された公共交通サービスの中断（往路のみ）、または旅行中の車両（整備は適切）の事故によるまたは機械的な故障により、予約した旅行開始の起点から海外の出発地に到着した場合、その結果として必然的に発生する海外の目的地に到着するための、合理的な追加の宿泊費（部屋のみ）と旅費を、給付金の一覧表に定める限度額まで貴方に払い戻すものとします。

16. 訴訟費用：

保険会社は、保険期間中に発生する死亡または人身傷害からまたはそれに関連して生じる第三者に対する補償/損害賠償を求めするために発生した訴訟費用について、給付金の一覧表に定める限度額までの払戻しをするものとします。

免責条項：

保険会社は以下の保険金請求に対する義務を負いません。

- 16.1.1. 旅行代理店、旅行業者、運送業者、宿泊業者、保険会社または保険会社の代理店または同じ保険証券上の被保険者に対する請求に従って発生する費用
- 16.1.2. 保険会社による支援提供前に発生する訴訟費用
- 16.1.3. 請求の原因となる事件の開始後 90 日以後に報告される請求
- 16.1.4. 当該訴訟費用が予想される補償額よりも不当に多額である可能性があるとして、訴訟が適される国の法律、慣習および/または金融規制が指摘する場合における請求
- 16.1.5. 貴方が手配した旅行の同伴者に対する請求に従って発生する費用
- 16.1.6. 合理的な給付金の獲得に成功する見込みがないと保険会社が判断する請求
- 16.1.7. 訴訟費用と費用が裁定金額に直接的または間接的に基づく場合には、保険会社は保険金請求に対する支払義務を負わないものとします。
- 16.1.8. 保険会社の単独裁量による場合を除き、この保険は上告を求める場合の補償には及ばないものとします。
- 16.1.9. 請求が複数の国においてなされる可能性がある場合には、保険会社は複数の国で提起される訴訟について費用を支払う義務を負わないものとします。
- 16.2. 条件
 - 16.2.1. 保険会社は、訴訟手続きおよび弁護士の名義と管理に対する完全な統括権を有するものとします。
 - 16.2.2. 貴方は法定代理人の助言に従うこと、および必要な一切の情報と支援を提供しなければなりません。それを履行しません場合には、保険会社は補償を撤回することができます。
 - 16.2.3. 貴方は法定代理人の一切の書類ファイルを閲覧することができます。
 - 16.2.4. 貴方がこれらの条件の全てまたは一部に従わない場合には、保険会社は本保険証券の訴訟費用に関する補償を無効としそれを撤回することができます。

17. ATM での盗難被害：

世界中の ATM/現金自動受け払い機を使用する際の盗難に対する防御のための包括的グローバル・ベネフィット・プログラム。紛失の場合には、適切な警察調書の裏付けを条件に、自動受け払い機の 1 日の使用限度額[最大 500 ドル]まで払戻しを受けることができます。

18. ダイブクルーズの乗客 - 任意補償（デラックスおよびエリートパスポートのみ）：

「ダイブクルーズ」特約のための追加保険料の支払いを条件に、保険会社は購入されたプラン（デラックスおよびエリートのみ）における補償に加えて、以下に対する補償も提供するものとします。

1. 乗り継ぎの失敗のためダイブクルーズを逃す結果となる、またはそれに参加するために追加的な費用が発生する場合
補償額：旅行費用の 90%を限度、または発表された旅行価値により定める最高額
2. 航空機の遅延によるダイブクルーズ旅行出発を逃す場合で、請求の効力について保険証券に記載の条件に従う場合
3. 以下の理由によるダイビング不可能日：
 - 3.1. 医学的な理由によりダイビングが不可能となること
 - 3.2. 海上気象および天気予報（必須）がダイビング/航海を不可能とし、船長がダイビングが不可能と判断する天候状態（制限された視界状況を除く）。補償：ダイブクルーズ旅行費用の 100%をダイビング不可能な日数で除した金額、限度額は 250 ドル/ダイビング日、合計で 1,500 ドル
 - 3.3. ポート上の他の乗客に対するダイビング事故により、当該ポートで計画されたダイビングを中止すること
 - 3.4. ダイブクルーズボートの機械的な故障による乗客の避難および/または旅行の中止に対して、旅行業者から払い戻しを受けない費用
 - 3.5. ダイビング旅行中のダイブクルーズボートの給気の不履行/機械的な故障に対して、旅行業者から払い戻しを受けない費用
4. 「ダイブクルーズ船舶」の機械的な故障： 補償は、予定された船舶の全面的かつ完全な故障により出発地から離れる前に旅行がキャンセルされることまたは途中で旅行が短縮されることを条件とします。最初の出発後に故障が発生した場合には、目的地に到着および母国への帰還のためのエコノミー・クラスの航空運賃を補償されます。別の船舶の再手配に関連する料金または費用は、追加補償の対象には含まれません。
5. 債務不履行が被保険者の有効日後 14 日以上続く場合における、ダイブクルーズの運営会社の債務不履行、または旅行業者の債務不履行。他者の手配する旅行の購入先である個人、組織、代理店または会社の債務不履行は補償されません。この補償は最初の旅行費の支払後 15 暦日以内に購入した保険にのみ適用されます（エリート・プランでは既に補償が含まれています）。
6. **効力：**
ダイブクルーズ特約は、24 時間以上のダイブクルーズの宿泊契約を締結する場合にのみ購入することができ、日帰り旅行は含みません。日帰り旅行とは、宿泊の有無に関係なく 24 時間未満の旅行を言います。

定義および免責条項

本書で使用する特定用語は特定の意味を有することに留意してください。

1. 「**貴方/貴方**」とは被保険者を意味します。
2. 「**事故**」とは、単独かつ他の原因とは無関係に発生する偶発的、外的、暴力的および目に見える手段を原因として身体傷害を被る場合の、突然、予期しないおよび意図しない事象を意味します。
3. 「**急性/病状**」とは、貴方が海外旅行を開始した後に発生する突然かつ予期しない病気を意味します。病気に対して補償を得るためには、出発前の少なくとも12カ月の間は病気の発生は予期されず存在せず健康状態は安定しているが、治療をせずに放置した場合には被保険者の健康状態を悪化させる可能性のあるものでなければなりません。
4. 「**自動車**」とは、4輪以上の自走式の個人乗用車両で、州または国のハイウェイにおける使用のために設計され、使用にはライセンスを必要とする車両を意味します。自動車には、セダン、ステーションワゴン、スポーツ用多目的車、またはピックアップ、バン、キャンパーまたはモーターホーム形式の車両が含まれますが、必ずしもそれらに限定されません。自動車には、トレーラーハウスまたは大衆もしくは公衆輸送に使用される車両は含まれません。
5. 「**同僚**」とは、貴方と業務上の関係があり貴方の会社にとって貴重な個人で、死亡または重大な病気になる場合には貴方の会社に財務上の損失を招く個人を意味します。
6. 「**対象事故**」とは、補償の有効期間中に発生し、給付金が支払われる保険で補償される損害または傷害をもたらす事故を意味します。
7. 「**対象費用**」とは、貴方にまたは貴方に代わって実際に発生する保険で補償される治療、サービスおよび供給品のための費用を意味します。保険による補償は、事故または病気の発生時からそれについて対象費用として治療、サービスまたは供給品の受領日まで継続して有効でなければなりません。対象費用は、費用または請求を発生させた当該治療、サービスまたは供給品が提供または入手された日に発生したものと見なします。
8. 「**対象損害**」とは、本保険で補償される事故による死亡または障害またはその他の負傷を意味します。
9. 「**対象旅行**」とは、貴方の母国から離れた往復旅行の期間を意味し、出発日と帰還日は旅行に参加する際に定められます。
10. 「**免責金額**」とは、保険契約により医療費給付金および/またはその他の追加給付金が費用発生都度支払われる前に、各被保険者が保険契約条件に基づき自己負担額として負担しなければならない対象費用のドル金額を意味します。
11. 「**被扶養者**」とは、生計のために主として貴方に扶養されている、法律上の配偶者またはドメスティック・パートナー、生後（本保険では生後14日）から21才までの未婚の子供を意味します。適格となる子供には、貴方の実子、養子縁組の手続き完了までの待機期間の開始日から適用される養子、または生計のため主として貴方に扶養され貴方と同居する連れ子が含まれます。被扶養者には、貴方と血縁関係または婚姻関係にある者で国内歳入法上で扶養控除が認められる者も含めることができます。保険は、年齢制限に達し以下の条件を継続的に満たす被扶養者である子供について継続します。子供とは、1. 身体障害を有する、2. 自立することができない、および3. 生計を主として貴方に依存していることを言います。要請される場合には、貴方は子供がこれらの条件を満たしている十分な証拠を保険会社に送付しなければなりません。
12. 「**医師**」とは、自己の資格の範囲内で行動し、症状および地域に適した処置または治療を貴方に提供する、資格を有する医療提供者を意味します。医師には、貴方または貴方の近親者または家族は含まれません。
13. 「**事象**」とは、貴方が処置を必要とする、急性、突然および予期しません医療および事故による緊急事態およびその事象の結果を意味します。補償の最高額は、給付金の一覧表に定める金額に限定されます。お互いに独立した複数の事象は、事象数には制限がなく、各事象の最高限度額まで補償されます。
14. 「**家族**」とは、貴方または貴方と共に旅行するまたは旅行を手配した者の母国の居住者（申込時に宣言する通り）である、配偶者、親、義理の親、祖父母、子供、孫、兄弟、姉妹、婚約者を意味します。
15. 「**母国**」とは、貴方がパスポートを保有する国を意味します。貴方がパスポートを保有する国が2以上ある場合には、貴方が母国であると書面により宣言する国とします。
16. 「**病院**」とは、以下の施設を意味します。1. 処置および治療のため、および病人および負傷者に入院患者サービスを提供するために、法律に従って病院として運営する施設、2. 勤務中またはオンコールの登録看護婦による一日24時間の看護サービスを提供する施設、3. 常時就業可能な1人または複数の認定医師を有する施設、4. (i) 自己の構内または(ii) 予め自己のために手配された施設において診察、治療、高圧酸素室（ダイビング事故のみ）および手術を提供する組織化された施設、5. 介護施設、保養所、病後療養所または類似の施設、または病院の別棟、別ウィングまたは別のセクションとして使用することを主たる目的としない施設、および6. 麻薬中毒者、アルコール中毒者、または老人専用の場所または病院の別棟ではない施設。
17. 「**入院/拘束**」とは、病院における登録就寝患者として昼夜滞在することを意味します。
18. 「**傷害**」とは、貴方が被る事故による身体的危害で、他の全ての原因から独立して対象事故から直接発生するものを意味します。1事故から1人が被る全ての傷害は、これらの傷害の全ての関連する状態および反復する症状を含めて、単一の傷害/事象と見なします。
19. 「**被保険者**」とは、必要な保険料を支払う契約者およびその被扶養者、ならびに保険を有効とするために必要な保険料を支払う適格者のクラスに属する者を意味します。本保険が補償対象とする被扶養者は、あくまで被扶養者であって契約者ではない者を指します。
20. 「**ダイブクルーズ**」とは、24時間を超えるダイビングの目的で宿泊を手配する船舶を意味します。日帰り旅行はこのダイブクルーズ特約によっては補償されません。
21. 「**ダイビング不可能日**」とは、医療、時化に関する天候状態（但し、視界不良を除く）またはその他の補償理由により、計画したダイビング・イベントが短縮された日を意味します。
22. 「**医療上の緊急事態**」とは、直ちに治療を受けない場合には健康状態に重大な危険を招くと、医療および薬について平均的な知識を有し、かつ、慎重な個人が合理的に予測する程度に厳しい症状を示す傷害または病気により引き起こされる状態を意味します。

23. 「医療上の必要性」とは、1. 傷害または病気の治療に必要で、医師により処方または指示されるまたは病院が提供する、2. 貴方の症状に必要な最も費用のかからない状況（普通、合理的、通常）で実施される、および 3. 症状の治療時に、治療が施される地域において主流となっている医療行為および外科診療に従う治療、サービスまたは供給を意味します。
24. 「紛失荷物報告書」とは、運送業者に提出され、通常 PIR（乗客異常報告書）または PAWOB（荷物なしで到着する乗客）と称される正式な紛失報告書を意味します。当該報告書には、運送業者が提供する 6 桁の「請求番号」または「世界追跡記録番号」を記載しなければなりません。
25. 「行方不明者」とは、原因不明で失踪し、その失踪を関係当局に報告している失踪者を意味します。
26. 「自然災害」とは、嵐（風、雨、雪、みぞれ、霞、稲妻、塵または砂埃）、地震、洪水、噴火、山火事またはその他類似の事象で、1. 自然に起こるもの、および 2. その被害が甚大かつ広範囲におよび、被害地域は貴方の旅行地の政府により公式に被災地域に指定され、当該地域は居住不能かつ危険であるとされるものを意味します。
27. 「最寄りの安全場所」とは、指定の安全コンサルタントが決定する場所を意味し、当該場所においては、1. 貴方は政治的避難を引き起こした事件から安全を回復し、輸送機関を利用することができる、および 2. 必要な場合には、一時的な宿泊施設を利用することができます。
28. 「生活必需品」とは、個人衛生用品および衣類を意味します。
29. 「事件」とは、貴方に関する以下の状況のいずれかを意味します。1. 現地からの排除、または現地の場合認められた政府の書面権限により好ましくならぬ人物であると宣言されること、2. 現地を巻き込む政治的または軍事的事件で、監督官庁が貴方の母国または居住国の市民または現地の市民は現地を離れるべきであるとする注意報を発行すること、3. 貴方の身体に対する故意の危害が文書または物的証拠により確認されること、または貴方の健康と安全に対する脅威が文書および/または物的証拠により確認されること、4. 貴方の旅行地域における自然災害で貴方の有効日後に発生するもの、5. 貴方が誘拐されたかまたは行方不明であると現地または国際機関により見なされ、発見された場合に発見後 7 日以内において貴方の安全および/または健康に問題があること
30. 「参加者」とは、受託者として認められた Christiana Bank & Trust Company に参加するために参加契約に署名した組織を意味します。
31. 「保険期間」とは、保険料が支払われている、貴方の保険証券に示される期間を意味します。
32. 「政治的避難」とは、監督官庁が宣言または警告を通して証明する、貴方に重大な危害または死を招く事件が発生したため、貴方が現地から脱出することを意味します。
33. 「出発前保険期間」とは、保険の購入日から出発予定日までの期間を意味します。
34. 「既往症」とは、旅行直前に治療を受けた、または旅行前に診断または予測されまたは回避することが可能と思われた、既往、慢性または反復的な病状を意味し、医師の助言に反してまたはそれを無視してなされた旅行中に発生する保険金請求は拒絶拒否されます。詳細については免責条項 1 を参照してください。
35. 「関連費用」とは、最寄りの安全場所までの輸送期間中の、貴方の食事、宿泊および必要ならば物的防御のための費用を意味します。
36. 「病気」とは、疾病、疾患または貴方が本保険により補償される医療費を支払うこととなる損害の原因となる状態を意味します。同一または類似の全ての関連する状態および反復する症状は一つの病気と見なします。
37. 「ストライキまたは争議行為」とは、従業員による示威行為で、製品の生産または提供を阻止、制限またはその他妨害する目的で実行されるものを意味します。
38. 「旅行同伴者」とは、貴方と共に旅行手配をし、貴方と宿泊施設を共有および貴方と一緒に旅行する意思を有する者を意味します。
39. 「旅行」とは、貴方の母国からの飛行機、陸路または船による旅を意味します。
40. 「既往症の予期せぬ再発」とは、母国外に滞在する期間中に発生する突然かつ予期せぬ既往症の再発を意味し、補償の効力発生日以前に存在および必要とされる、既知の、予定された、必要および予期する治療、薬または処置に対する補償は含まれません。
41. 「普通かつ通常の請求」とは、治療、サービスまたは供給品が提供される地域における治療、サービスまたは供給品の他の提供者からの平均請求額を意味します。
42. 「貴重品/電子機器」とは、携帯電話、衛星電話、写真機器、タブレット PC、コンピューター（ダイビング・コンピューターを除く）、iPod、CD プレーヤーおよび携帯音楽およびステレオ機器、CD、コンピューター・ゲームおよび関連機器、補聴器、望遠鏡および双眼鏡、骨董品、宝石、時計、毛皮、および金、銀またはその他の貴金属でできたまたはそれらを含む物品または獣皮または皮革を意味します。価値のある品目はケースバイケースで評価します。
43. 「視界」とは、垂直および水平方向の視距離を意味します。本保険は、「視界」不良の原因となる天候状態に関係なく、限られた視界が原因で失われたダイビング日に対する補償を明示的に除外します。
44. 「我々」、「保険会社」、「我々の」、「我々に」とは、GBG インস্যランス・リミティッドまたはその関連会社である保険会社を意味します。

一般免責条項

給付金の一覧表、書面による特約または保険会社の書面による同意に定める場合を除き、以下によりまたは以下の結果として発生する損害または費用に対する補償または支払いのための保険金請求はできないものとします。

1. 既存の症状。旅行直前に治療を受けた、または旅行前に診断または予測されまたは回避することが可能と思われた、既往症、慢性症状または反復的病状のための医療費、ならびに医師の助言に反してまたはそれを無視してなされた旅行中に発生する保険金請求で、以下を含みます。
 - i. 貴方の旅行出発前 12 ヶ月以内に入院する結果となった疾病、または
 - ii. 貴方が医師の治療を受けており、当該症状が悪化、または既往症の検査の結果診断が変更されたこと、または
 - iii. 既往症の結果としての処方薬、治療法または食事の変更により、貴方の健康状態が悪化または影響を受けること、または
 - iv. 医師の承認または承認なく旅行を選択して、当該疾病の直接の結果または当該疾病の合併症の発症により発病した末期症状の患者
 - v. 心臓病または心臓症状を招く既往症の再発
2. 事故による自然歯の損傷に関しては、飲食（異物が含まれる場合も含む）、通常の摩耗、歯磨きまたはその他の口腔衛生処置を原因とする傷害、または口外からの衝撃以外のその他の手段、修復および修正処置、貴金属の使用、各種矯正治療、または口腔外科が痛みを和らげるための唯一の治療法である場合を除き、病院における歯の治療に対しては、給付金は支払われません。
3. 自殺、自殺未遂、故意の自傷行為、アルコールまたは薬物中毒
4. 補償対象となる事故によるかどうかに関係なく、ヘルニア、シュラッター病 - オスグッド、骨髄症、骨髄炎、特発性骨折、先天性虚弱体質の治療
5. 旅行出発までに治療のための通院が許可されない場合または費用が貴方の会社により承認されない場合における、避難費用
6. 本保険契約が満了後 12 ヶ月更新されている場合または貴方が事故の結果本保険期間中に治療を受けていた場合を除き、本保険期間の満了後に発生する費用
7. 担当医師またはGBGアシストの意見により、貴方が母国に帰るまで引き延ばすことができる治療または手術
8. 既往症があるかまたは本保険期間の開始直後またはその期間中に診断されたかどうかに関係なく、HIV / AIDS に関連する症状または疾病のための治療
9. 特約に定める場合および/または母国帰還補償が購入されている場合を除き、貴方が母国に帰還した後に発生する費用
10. 給付金一覧表に定める限度額を超える医療費
11. 保険証券に記載される契約超過、免責または自己負担の金額
12. 薬の誤使用または酒気を帯びた上での疾病、傷害または死亡した場合の費用（公認の医療専門家による法定の投薬治療を除く）
13. 人命救助の努力の場合を除き、自己を不必要の危険にさらすこと
14. 貴方の故意または不正行為またはその結果
15. 専ら治療を受けることを目的とする旅行
16. 保険期間中に発生する事故の直接の結果として必要な場合を除き、心理学上の目的を有するかどうかに関係なく、美容整形または矯正手術、脂肪または余剰対組織の除去および当該治療の結果、減量または肥満の問題/食欲異常
17. アルコール依存症、麻薬、薬物および物質乱用/各種の依存性および常習性症状、およびアルコール、薬物またはその他の中毒物質の摂取により生じる傷害または疾病の治療
18. 通常分娩のための妊婦の病院への搬送、または妊娠 20 週以上で事故または事故に関連する合併症の発症の結果でなかった場合の飛行機旅行を含む、妊娠、通常および複雑出産
19. 過度的な生活上の出来事、ホームシック、疲労、時差ボケまたは仕事関連のストレスを含む、精神または神経疾患の治療、心理療法士、精神分析医、家族療法士または死別カウンセラーの費用
20. 各種の銃（各種の弾丸を発砲する器具と定義）の使用
21. 船舶または海から陸への非難のための航空/海難救助費用を含む、山、海、砂漠、ジャングルおよび類似の遠隔地において貴方を捜索および救助する活動に関連する費用
22. 医療費請求フォームの完成のための賦課金または手数料
 - a. エベレスト山、K2、キリマンジャロ、南極大陸、北極圏、北極およびグリーンランドへの探検を含むが、必ずしもそれらに限定されない、3,500メートルまたは11,500フィートを超える探検、および登山および/またはトレッキングは極限スポーツと見なされ補償の対象には含まれません。
23. キューバ内における全ての保険金請求については、被保険者はサービス受領時にサービス提供者に支払いを行い、母国/居住国への帰還時に払戻しを申請しなければなりません。キューバに旅行するアメリカ人のための重要な情報。キューバに旅行時にはアメリカ人は米国政府の承認と適切な書類を保持しなければなりません。保持していない場合には、保険金請求は拒否されます。

24. 旅行制限：制限の対象国は、北朝鮮、イラン、シリアおよび旅行出発前に脅迫/警告されているとされるまたはより高いリスクのあるその他の場所に限定されます。疑問のあるクライアントまたはブローカーは、明確化またはリスク評価のためにダイブアシュアに連絡しなければなりません。キプロス島へ旅行は補償の対象には含まれません。
25. 各種のモーターサイクル休暇または休日
26. 原子力施設、リアクターまたはその他の核燃料集合体もしくはその構成品の、放射性、毒性、爆発性またはその他の危険または汚染物質
27. 戦争、暴動およびテロ行為：
保険会社は以下について給付金の支払義務を負いません。
- a. 原子力および大量破壊兵器：爆発性核兵器または核爆弾の使用、または人または動物の間に無抵抗障害または死をもたらすことが可能なレベルの放射能を放出する核分裂性物質の排出、放出、散布、リリースまたはエスケープを意味します。
 - b. 大量破壊の化学兵器：適切に散布された場合には人または動物の間に免疫不全または死をもたらすことが可能な、個体、液体または気体化合物の排出、流出、散布、放出または漏れを意味します。
 - c. 大量破壊の生物兵器の使用：人または動物の間に免疫不全または死をもたらすことが可能な、病原性（疾患をもたらす）の微生物および/または生物的に生成される毒素（遺伝子操作生物および化学的に合成される毒素を含む）の排出、流出、散布、放出または漏れを意味します。
28. **テロ行為：**
テロ活動とは、政府および/または大衆もしくは大衆の一部を恐怖に陥らせる意図で、政治、宗教またはイデオロギーまたは類似の目的で個人または集団が行う行為を意味します。テロリストの活動には、武力または暴力の現実の使用および/または当該使用の脅威が含まれますが、必ずしもそれらに限定されません。更に、テロリスト活動の実行者は、単独で活動することもあり、組織または政府に代わってまたはそれに関連して活動することもあります。

保険金請求手続き

GBG およびダイブアシュアは、旅行中の貴方の健康と安全を祈願し、海外旅行中の医療補償を確保されることを希望します。

保険金請求時には、www.gbg.com にアクセスし TRAVEL CLAIM FORM をダウンロードしてください。貴方は様式の指示に従うことにより、GBG に対して電子的手段を用いて保険金請求を行うことができます。

全ての保険金請求には以下の書類が必要です。

- 全ての保険金請求は、渡航記録を含む旅行証明を添えて提出しなければなりません。
- 医療記録：医師の所見記録、氏名と住所を含む請求書と領収書
- 損害の証明と損害の詳細
- 警察調書（該当する場合）
- 荷物紛失/盗難の記録（該当する場合） - 航空会社の記録には、電話番号および運送会社からの該当する報告書を含む保険金請求の確認を含めなければなりません。
- 貴方の保険金請求を裏付けるために保険会社が要請する追加の書類

優先医療給付ネットワーク

GBG は米国内外の優先医療給付ネットワークを備えている。米国内においては、当社は最大限の給付金の支払額を得るために優先医療給付ネットワークの活用を推奨します。プロバイダーの完全なリストについては、www.GBG.com にアクセスしてください。

追加的保険給付

行方不明

被保険者が事故当時乗っていた乗り物の行方不明、座礁、沈没または難破後 1 年以内に被保険者が発見されない場合には、本保険の他の全ての契約条件に従うことを条件として、当該被保険者は本保険上、死亡したものと見なします。

事故の結果として自然に曝されたことによる損害

事故のために貴方がやむを得ず風雨等にさらされ、その結果として損害を被った場合には、当該損害は本保険により補償されます。

このプランの保険者：



GBG インシュアランス・リミテッド
26000 タウン・センター・ドライブ、スイート 100
フットヒル・ランチ、CA 92610 USA
電話：+1. 949. 470. 2100
ファックス：+1. 949. 470. 2110
Eメール：info@gbg.com
オンライン：www.gbg.com